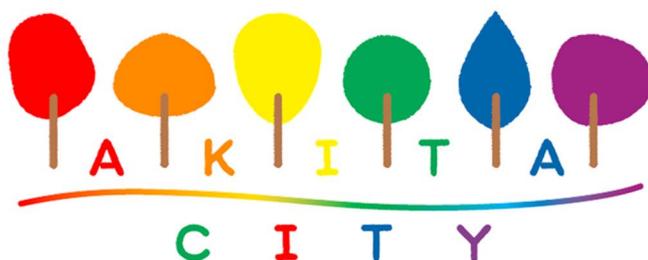


秋田市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



秋田市では、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「秋田市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務を生じさせるものではありませんが、婚姻に準じた関係にあるものとして、一部の行政サービスの利用ができます。

秋田市は、お二人の思いを尊重し、自分らしく、いきいきと生活できるよう応援します。

<2022（令和4）年3月初版>
(2026（令和8）年2月改訂)

目 次

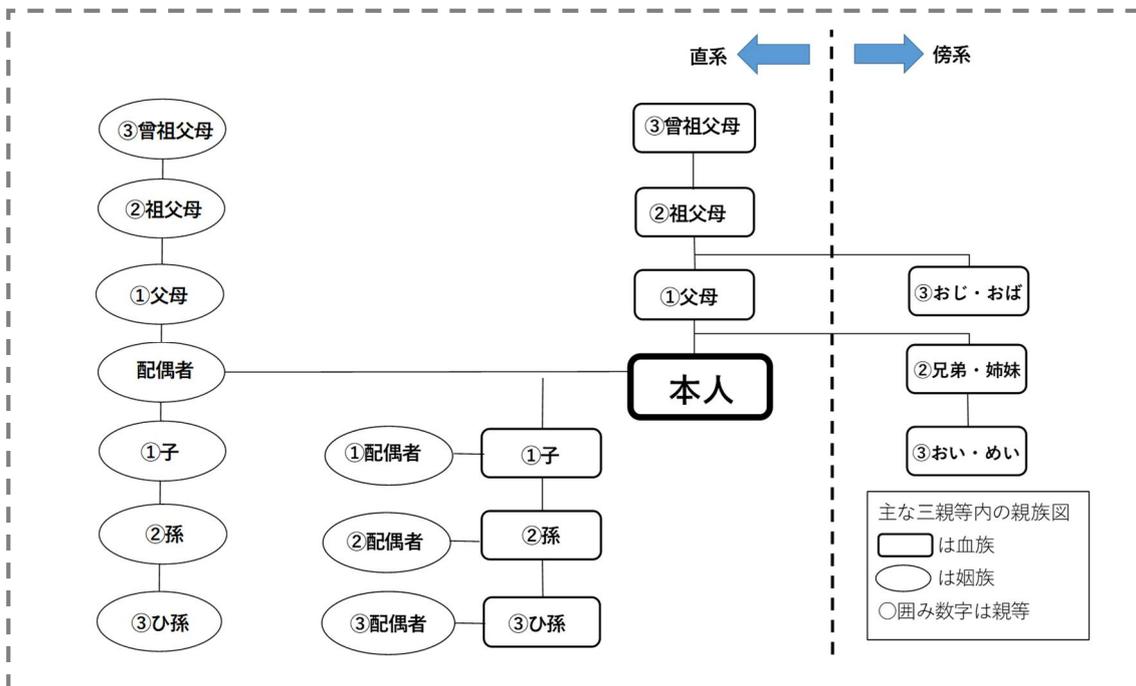
1	宣誓をすることができる方	1
2	宣誓に必要な書類	2
	（1）ご提出いただく書類	2
	（2）本人確認の際に必要な書類	3
3	宣誓に必要な書類－通称の使用－	3
4	宣誓手続きの流れ	4
	（1）宣誓日の予約	4
	（2）宣誓日（宣誓書類の提出）	5
	（3）受領証と証明カードの交付	5
	（4）宣誓時にお二人とも市外在住の場合	5
5	再交付・返還	7
6	Q & A	8
7	問合せ・受付窓口	11

1 宣誓をすることができる方

次の項目をすべて満たす方が対象です。

項 目
成年（満18歳以上）に達している
お二人のうちどちらかが秋田市内に住所がある ・ 3か月以内に秋田市への転入予定者を含む。
配偶者がいない ・ 婚姻の届出をしていない。（事実上の婚姻関係と同様の事情も含む。）
宣誓する相手以外のかたとパートナーシップ関係にない
民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）にない ・ 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等）

<民法に規定する婚姻をすることができない続柄>



2 宣誓に必要な書類

(1) 提出書類

お持ちいただくもの
秋田市パートナーシップ宣誓書（様式第1号） ・お二人で1通ご提出ください。
秋田市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号） ・お二人で1通ご提出ください。
現住所を確認する書類（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書） ・3か月以内に発行された住民票の写し等（世帯一部（個人）のもの） ・別世帯の場合は各1通ずつ、同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたものを1通ご提出ください。 (住民票の写し等に、続柄・本籍・マイナンバー等の記載は不要です。)
現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本等） ・3か月以内に発行された戸籍抄本等を各1通ずつご提出ください。 (取得方法は本籍地の市町村の窓口へお問合せください。本籍地が秋田市外の場合、取り寄せが必要な場合があります。)

- ・秋田市パートナーシップ宣誓書および秋田市パートナーシップの宣誓に関する確認書については、事前のご記入が可能です。
- ・宣誓書等は自署が原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立会いのもと、ほかの方による代筆が可能です。

提出書類の様式について

市ホームページからダウンロードまたは、秋田市役所生活総務課でお渡ししています。

【市ホームページの掲載先】

サイト内検索で「パートナーシップ宣誓制度」

または広報ID検索で「1034239」と入力して検索してください。

市HPはこちら



(2) 本人確認の際に必要な書類

1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真なし）

- ・有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

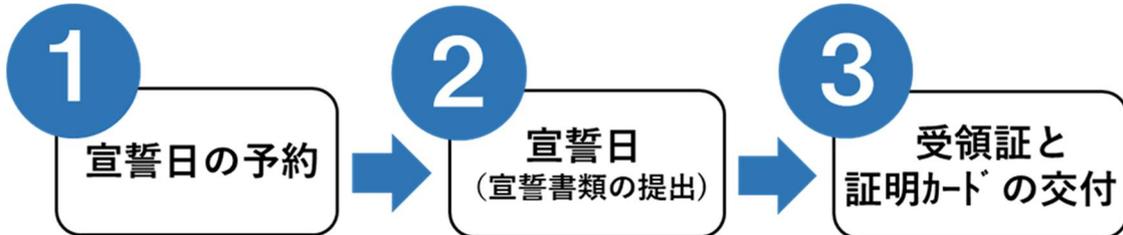
※令和7年12月2日以降、健康保険証は本人確認書類として使用できません。

3 宣誓に必要な書類－通称の使用－

性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つこと。）など市長が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができます。その場合、受領証および証明カードの表面に通称を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

お持ちいただくもの
日常生活において通称を使用していることが確認できる書類 例) 顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、郵便物等で通称が記載されているもの

4 宣誓手続きの流れ



(1) 宣誓日の予約

- ・専用フォーム（秋田市スマート申請）やメール等で宣誓日の予約を受け付けます。
- ・宣誓場所の確保等の準備のため、ご予約は希望日のおおむね5日程度（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）前までに申込みください。

確認事項
①宣誓されるお二人の氏名
②宣誓希望日・時間（第3希望日まで） 宣誓日、受領証の交付日時は、ご希望に添えない場合があります。 宣誓ができる時間：原則として平日9時～16時（12時～13時を除く）
③代表者の日中（8時30分～17時15分）の連絡先の電話番号

【予約先・受付窓口】 秋田市市民生活部生活総務課

フォーム 右の二次元コードから移動できます。

メール ro-ctmn@city.akita.lg.jp

電話 018-888-5650

受付時間:月～金 8時30分～17時15分

（祝休日、年末年始を除く）

担当者不在の場合は、折り返しの対応となります。



(2) 宣誓日（宣誓書類の提出）

- ・必要書類を準備の上、お二人で市が指定する場所（秋田市役所庁舎内）にお越しください。

(3) 受領証と証明カードの交付

- ・お二人がパートナーシップ関係にあることを証明する書類として次のものを交付します。（P 6 参照）

秋田市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第 3 号）	1 部
秋田市パートナーシップ証明カード（様式第 4 号）	各 1 部

- ・宣誓日からおおむね 5 日程度（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）で交付します。
- ・即日交付希望の場合、2 時間程度を要しますので、ご了承ください。

(4) 宣誓時にお二人とも市外在住の場合

- ・転入予定者受付票（様式第 5 号）を交付します。秋田市に転入後、転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添えてご提出ください。引き換えに、受領証と証明カードを交付します。
- ・宣誓日は書類への記入日です。

<受領証表面>

様式第3号

第 号
年 月 日

秋田市パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日付けで申請のあったパートナーシップ宣誓書について、
上記2名の者は、秋田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により、
宣誓されたことを証明します。

秋田市長 公印

<証明カード表面>

第 号

秋田市パートナーシップ証明カード

_____ 様 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

秋田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱
に基づき、お二人がパートナーシップ関係に
あることを証明します。

交付 年 月 日 公印

 秋田市長

<証明カード裏面>

このカードの提示を受けられた方へ

秋田市では、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指しており、このカードはお二人がパートナーシップ宣誓をされたことを秋田市が証するものです。

カードの提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただき、この制度を利用する方の性の在り方(性自認や性的指向等)や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

 問合せ 秋田市市民生活部生活総務課 TEL018-888-5650

_____ 様 _____ 様
※通称を使用している場合は戸籍上の氏名を記載
特記事項

<受領証裏面>

様式第3号裏面 (第8条関係)

通称を使用した宣誓について
以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

フリガナ _____ フリガナ _____
氏 名 _____ 氏 名 _____

フリガナ _____ フリガナ _____
通 称 _____ 通 称 _____

注意事項

宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、この受領証および証明カードを市長に返還すること。

- 1 パートナーシップ関係が解消されたとき。
- 2 双方ともに市外へ転出したとき。
- 3 パートナーが死亡したとき。
- 4 その他

(問合せ先)
秋田市市民生活部生活総務課
電話番号：018-888-5650

5 再交付・返還

(1) 受領証等の再交付

- ・紛失、毀損などにより、受領証等の再交付を希望する場合は、「秋田市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第6号）」を提出してください。
- ・毀損の場合は、受領証等と引き換えとなります。
- ・事前に専用フォームやメール等で、手続き日のご予約をお願いします。
- ・本人確認書類（運転免許証など）が必要です。
- ・宣誓時から住所変更した場合、住所を変更した事実が分かる書類（住民票や変更履歴の記載されたマイナンバーカードなど）をご提示ください。

(2) 受領証等の返還

- ① 次のいずれかに該当する場合には、「秋田市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）」を提出し、お二人分の受領証および証明カードを返還してください。

- ・パートナーシップ関係が解消されたとき
- ・お二人がともに市外へ転出したとき
- ・パートナーが死亡したとき
- ・その他

- ・事前に専用フォームやメール等で、手続き日のご予約をお願いします。
- ・本人確認書類（運転免許証など）が必要です。
- ・提出された返還届に秋田市文書取扱規程第11条第1項の規定に基づく收受印を押印した上で、返還届の写しを交付します。

② ウェブサイトでの公表について

- ・証明カード等の返還がない場合は、交付番号を市の公式ウェブサイトに掲示する等の方法により公表します。なお、その後に返還された場合は、公表は中止します。

予約時、確認事項
① 宣誓されたお二人の氏名、宣誓番号
② 手続き希望日・時間
③ 代表者の日中（8時30分～17時15分）の連絡先の電話番号
④ 再交付もしくは返還の理由

6 Q & A

Q 1 結婚制度と秋田市パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、秋田市パートナーシップ宣誓制度は、秋田市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

お一人またはお二人が性的少数者のかたで、宣誓要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q 3 同居している必要はありますか。

同居要件はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力しあうことを約束した関係である必要があります。

Q 4 秋田市に住んでいなくても宣誓をすることができますか。

宣誓される二人のうち、どちらか一人が秋田市内に住所を有していれば可能です。

- ①二人とも秋田市民である場合
 - ②一人が秋田市民であり、もう一人が秋田市外に住所を有している場合
 - ③一人が秋田市民であり、もう一人が秋田市内に転入を予定している場合
 - ④二人とも秋田市外に住所を有しているが、そのうち一人が秋田市内へ3か月以内に転入を予定している場合
 - ⑤二人とも秋田市内へ3か月以内に転入を予定している場合
- ※④と⑤の場合は、宣誓が可能ですが、どちらか一人が秋田市内へ転入されたことが確認できた後に、受領証と受領カードを交付します。

Q 5 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

秋田市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定しているかたが、住居等の準備に必要な場合が想定されるためです。
宣誓日は書類の記入日です。

Q 6 受領証と証明カードの交付にあたって費用はかかりますか。

本制度の受領証等の交付手続きに費用はかかりませんが、必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 7 外国籍のかたと宣誓する時に必要な書類はありますか。

外国籍のかたの場合は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q 8 通称は使用できますか。

性別に違和感があるなどの理由により日常生活において通称を使用しているときは、その通称を本制度においても使用することができます。通称の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物等）により確認しますので、ご用意ください。通称を使用した場合には、交付する受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 9 郵送で宣誓手続きができますか。

パートナーシップの宣誓は、お二人の意思を確認させていただくために、お二人でお越しいただくことが原則ですが、難しい場合は、郵送も可能ですのでご相談ください。

Q 10 土日など、休みの日に宣誓することができますか。

宣誓は、原則として平日9時～16時（12時～13時を除く）の間でご希望を受付いたします。

Q 11 受領証と証明カードはすぐもらえますか。

受領証と証明カードは宣誓日（宣誓書類の提出）からおおむね5日程度（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）で交付します。

なお、即日交付も可能ですが、書類の確認や受領証等の作成に1時間程度の時間を要しますのでご了承ください。

Q 12 受領証と証明カードに有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q13 プライバシーは守られますか。

宣誓されるかたのプライバシー保護の観点から、宣誓・交付ともにご希望に合わせて個室スペースをご用意いたします。

本人確認を行う際に、運転免許証など顔写真付きの身分証明書の掲示を求めますが、市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されております。

Q14 受領証と証明カードにはどのようなサービスがありますか。

市営住宅の入居申し込みなど利用可能なサービスの情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



また、秋田県の「あきたパートナーシップ宣誓証明制度」のサービスもご利用いただけます。



Q15 市外に転出するときはどうしたらいいですか。

お二人ともに市外に転出するときは、受領証等を添付の上、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を市に提出してください。なお、一時的に市外で生活する場合を除きます。

Q16 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

市が受領証等を交付する際には、住民票の写し、戸籍抄本等の提出のほか、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、受領証等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、受領証等を返還していただきます。

7 問合せ・受付窓口

秋田市市民生活部生活総務課（市庁舎 1 階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

電話 018-888-5650

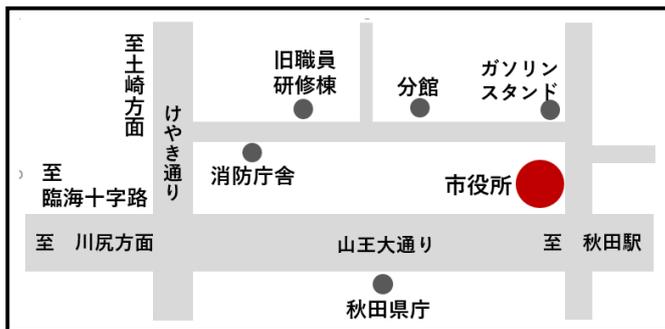
受付時間：月～金 8時30分～17時15分（祝休日、年末年始を除く）

メール ro-ctmn@city.akita.lg.jp

フォーム



秋田市役所本庁舎



生活総務課
(柱番号1-1の窓口)

秋田市役所本庁舎配置図（1階）

